

「領土・領海問題」への日本の対応

(第4期島根県竹島問題研究会委員)

関西大学法学部教授 中野徹也

「領土」とは、国家領域のなかの陸地の部分を指す。日本の領土は、北海道・本州・四国および九州の四つの島と、そのほかの島（沖縄本島など）で構成されている。領土周辺の一部が「領空」であり、この部分も国家領域である。このように、国家領域の基本となるのは、陸地の部分である領土である。領土がなければ領海と領空もない。

国家領域に対しては、国家の主権が及ぶ。主権とは、領域に存在するすべての人および物を統治し支配しうる権力であり、かつ、他の権力に従属しないで活動できる権力のことである。このうち、統治をおこなう権利や領域を处分する権利など、領域にかかる権力を「領域主権」という。国家は、主権にもとづき、国際法上特別の制限のない限り、立法管轄権、裁判管轄権および執行管轄権を行使することができる。新領海法の制定や改正は、この立法管轄権にもとづき行われた。また、同法の三条は、「我が国の内水又は領海から行われる国連海洋法条約百第十一条に定めるところによる過跡に係る我が国の公務員の職務の執行及びこれを妨げる行為については、我が国の法令……を適用する」としているが、これは執行管轄権にもとづいて、大局観を見失っている日本人を先人たちはどのような思いでご覧になっているのでしょうか。

ちょうど二〇〇年前に亡くなった私の伯父・赤尾敏（大日本愛國党初代総裁）は、「あの世で烈火のごとく怒っているかも知れません。目を覚ませ！しつかりしろ！」と。伯父は昭和十七年の賛賛選挙で、非推奨ながら衆議院議員に当選、議員になつてから、東京の練馬区でアルミニウム延業を営んでいた。大正生まれの父が戦争から帰った後、立ち上げた会社を二四年前に私が継ぎました。二〇〇四年に及ぶ二つの中、今年世界の広がった新型コロナウイルスの影響でリーマンショック以上の痛手を受けている最中です。もちろん適度な感染予防は必要でしょうが、今は経済をつぶすほどの過剰な反応が続いていると思います。これは取りも直さず、戦後の日本人が死生観を失ったからではないでしょうか。コロナに怯えたりすると、日本は大きな痛手を負うのではないかと思うのです。

世界の変化を三つ挙げさせていただきます。一つには、中国共産党政府の終わりが始まったことです。米英が本気になれず、中共政府は崩壊せざるを得ないでしょう。ソ連があっけなく崩壊し、周辺諸国が独立したように、満州やチベット、ウイグルが独立し、漢民族が英米露のコントロール下に置かれて、そこには日本人がいません。だから、今回のコロナ騒動で、国境が強く意識されたことは良い流れだと思います。三つの変化はグローバル化の修正です。これは多くの日本人にとってはよい流れです。行き過ぎたグローバル化は国益を失うだけでなく、國柄を失うからです。実際にこの数年で、外国人労働者という移民がずいぶん増えました。昨年の在留外国人は約二八三万人でした。実に四五人に一人が外国人なのです。どんなに日本の領土・領海を守っても、そこに住む人が日本人でなかつたら元も子もありません。ですから、今回のコロナ騒動で、国境が強く意識されたことは良い流れだと思います。仕事を貰う仕事も、穩やかな話ではありません。中国に進出している日本企業は腫を返す時期ではないでしょうか。

コロナ禍で見逃しがちな世界情勢

二〇一〇年、新型コロナウイルスで世界は一変しました。未知のウイルス人々は右往左往しましたが、約半年過ぎて、日本では他国とは違う結果が出ています。死者数が欧米と比べ二桁違うのです。ここではその理由に触れませんが、そうであるなら、世界に先駆けて経済を復活させるべきでした。しかし、前述したように死生観を失った多くの日本人が過度にウイルスを怖がって、過剰な防衛をしているように思えてなりません。また、近視眼的な対応に終始し、その裏で世界がどのように動いているのかを全く気にしていないように感じます。先の大戦のように組む相手を間違えたり、世界情勢を読み間違えたりすると、日本は国益や日本らしさを失いつつあります。

伯父はあの世でも怒っている

私は東京の練馬区でアルミニウム延業を営んでいる中小企業事業主です。大正生まれの父が戦争から帰った後、立ち上げた会社を二四年前に私が継ぎました。二〇〇四年に及ぶ二つの中、今年世界の広がった新型コロナウイルスの影響でリーマンショック以上の痛手を受けている最中です。もちろん適度な感染予防は必要でしょうが、今は経済をつぶすほどの過剰な反応が続いていると思います。これは取りも直さず、戦後の日本人が死生観を失ったからではないでしょうか。コロナに怯えたりすると、日本は大きな痛手を負うのではないかと思うのです。

世界の変化を三つ挙げさせていただきます。一つには、中国共産党政府の終わりが始まったことです。米英が本気になれず、中共政府は崩壊せざるを得ないでしょう。ソ連があっけなく崩壊し、周辺諸国が独立したように、満州やチベット、ウイグルが独立し、漢民族が英米露のコントロール下に置かれて、そこには日本人がいません。だから、今回のコロナ騒動で、国境が強く意識されたことは良い流れだと思います。三つの変化はグローバル化の修正です。これは多くの日本人にとってはよい流れです。行き過ぎたグローバル化は国益を失うだけでなく、國柄を失うからです。実際にこの数年で、外国人労働者という移民がずいぶん増えました。昨年の在留外国人は約二八三万人でした。実に四五人に一人が外国人なのです。どんなに日本の領土・領海を守っても、そこに住む人が日本人でなかつたら元も子もありません。ですから、今回のコロナ騒動で、国境が強く意識されたことは良い流れだと思います。仕事を貰う仕事も、稳やかな話ではありません。中国に進出している日本企業は腫を返す時期ではないでしょうか。

仕事を貰う仕事も、引取る側が運営に遅れる、需要供給のバランスを見た上で日本経済を語る、そのためのインターネットは利便性も高いですが、リアルなつながりこそ大事にしていく必要があります。

「コロナ禍で日本らしさを取り戻す」

アカオアルミ株式会社

代表取締役 赤尾由美

日本を守るために私たちができること

「コロナ禍で日本らしさの中は変わってしまいましたが、その中で、日本を守るために私たちができるることは何ですか？」

「コロナ禍で私たちは命の大切さだけを学習しました。しかし、その命の使い方を習っていないのです。命がけで我が国を守った先人たちを米国は心の底から恐ろしいと思つたようです。だからこそ、日本人の教科書に墨を塗らせ、教育を変えてしまったのです。そして、自虐史觀を植え付けました。ある種の洗脳と言えるでしょう。

肉体は滅びても魂は生き続けるという素朴な死生観を取り戻せば、あらゆる問題解決の糸口になるのではないかでしょうか。

そして、もう一つご提案したいのは、一人一人が日本人らしい言動をするということです。日本人らしさとは調和や優しさだけではありません。勇気、勤勉、正義感、主体性などです。それらを失った人間が日本に住んでも、それはもう日本ではありません。「コロナ禍で私たちは今、天から試されています。そういう時こそ、先人を見習って、雄々しく新しい社会を切り開いていきましょう。日本人が世界の手本になる時代が来ると私は信じています。

船上による領海侵入など日本周辺海域を取り巻く情勢が一層厳しさを増していることから、無害通航に関する規定および無害でない通航への措置に関する規定を含む包括的な法律の制定が望まれる。



(内閣官房領土・主権対策企画調整室「政府の取組について」海上保安庁より)
<https://www.cas.go.jp/jp/ryodo/torikumi/kaiho.html>

さて、日本政府は、一般的に「他国との間で解決すべき領有権の問題」という意味で「領土問題」という表現を使っている（外務省「日本の領土をめぐる情勢」https://www.mofa.go.jp/mofaj/territory/page1w_000013.html）。領土問題は、領域主権と同義なので、日本の主権がおよぶ日本の領土に対し、他国が主権を行使している場合、「解決すべき領有権の問題」が存在することになる。したがって、日本が関わる領土問題は、ロシアとの間の北方領土問題および韓国との間の竹島問題だけである。尖閣諸島については、日本の領土に対し、日本が主権を行使しているので、他国との間で解決すべき領有権の問題は存在しない。

領土を喪失すれば、領海や領空の範囲も縮小される。特に、海には、我々の日常生活に直結する漁業資源や鉱物資源がある。古くからこれらの資源を利用してきた日本にとって、領土の喪失が及ぼす影響はかなり大きい。

現状、日本政府の対応は、控えめに言っても物足りない。特に竹島問題については、韓国が国家をあげてさまざまな措置を講じたために関わらず、長らく、一方自治体である島根県が孤軍奮闘してきた。ようやく最近、領土・主権展示館の開設など、内閣官房領土・主権対策企画調整室を中心に、国家として取り組む兆しがみえてきた。こうした事業を継続するとともに、「一刻も早く、官民の英知を結集し、「オールジャパン」体制で問題解決をはかるべく、「領土問題研究所などの機関を開設することを検討するべきである。

ところで、海に面している陸地に対する領土問題は、常に領海の範囲という意味での領海問題を伴なう。領海は、領土周辺の一帯の部分であり、いわば領土の従属たる部分である。この場合、領土問題と領海問題は不可分の関係にある（一条）。このように、本法は、主として外国船舶の航行方法を規制するものであり、依然として無害通航のものを直接規制する法律はない。沿岸国は、無害でない通航を防止するため、自国の領海内において必要な措置をとることができる（国連海洋法条約一七条）。沿岸国は、主権にもとづき領海の使用条件を定めるとともに、船舶の通航を規制することもできる。しかし、この権能を行使するにあたっては、無害通航権を否認し妨害する結果にならないよう、確実に確保する義務を負う（同二条一二二条及び三四条）。したがって、外国船舶がこうした沿岸国による規制問題を解決するか、あるいは、沿岸国による規制が無害通航権を否認し妨害することになつていいかなどの問題が生じる。

日本は、二〇〇八年、領海等における外國船舶の航行に関する法律を制定した。この法律の目的は、「領海等における外國船舶の航行方法、外國船舶の航行の規制に関する措置」を定めることにより、「領海等の安全を確保すること」にある（一条）。このように、本法は、主として外國船舶の航行方法を規制するものであり、依然として無害通航のものを直接規制する法律はない。沿岸国は、無害でない通航を防止するため、自国の領海内において必要な措置をとることができる（国連海洋法条約一七条）。また、自國の安全の保護のため不可欠である場合には、外國船舶の無害通航を一時的に停止することもできる（同三条）。しかし、「無害でない通航」を、国内法上定義し、それへの対処方法を明記することなく、これらの措置を探れば、「領海における外國船舶を妨害してはならない」という義務を二四条一項に反するとの批判を招きかねない。現行法の枠内でも、関係機関は適切に対応している。しかし、外国船舶による領海侵入など日本周辺海域を取り巻く情勢が一層厳しさを増していることから、無害通航に関する規定および無害でない通航への措置に関する規定を含む包括的な法律の制定が望まれる。



「竹島問題と国際法」
(知っておくべき竹島の真実3)

中野徹也 著

ハーベスト出版

（著者）中野徹也

（翻訳）河添恵子

（校正）赤尾由美

（監修）河添恵子

（編集）赤尾由美

（デザイン）赤尾由美

（撮影）赤尾由美

（制作）赤尾由美

（発行）河添恵子

（販売）赤尾由美

（販売）赤尾由美